

報告第1号

臨時代理の報告について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理し処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長　岡根茂

教育委員会の議決事項の臨時代理

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 6 条
第 1 項の規定により、会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理
し処理する。

令和 6 年 3 月 1 日

富津市教育委員会

教育長 岡根茂

臨時代理第 4 号

富津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則の制定について

別紙のとおり

富津市学校適応指導教室設置規則の一部を改正する規則

富津市学校適応指導教室設置規則（平成10年富津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市教育支援センター設置規則

第1条中「集団生活への適応指導を積極的に行い、自主性及び主体性の育成や人間関係の改善を図り、在籍校に復帰させる」を「不登校児童及び生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるようとする」に、「富津市学校適応指導教室」を「富津市教育支援センター」に、「「指導教室」」を「「教育支援センター」」に改める。

第3条及び第4条中「指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第5条第1項中「指導教室」を「教育支援センター」に、「学校適応指導相談員」を「教育支援センター相談員」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用する。

第6条第1項及び第7条中「指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第8条第1項中「指導教室に」を「教育支援センターに」に、「適応指導教室通級申請書」を「富津市教育支援センター通級申請書」に改め、同条第2項中「適応指導教室通級副申書」を「富津市教育支援センター通級副申書」に改め、同条第3項中「適応指導教室通級許可書」を「富津市教育支援センター通級許可書」に改める。

第9条第1項及び第10条中「指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第11条中「、指導教室」を「、教育支援センター」に、「適応指導教室通級状況報告書」を「富津市教育支援センター通級状況報告書」に改める。

第13条、第15条及び第16条中「指導教室」を「教育支援センター」に改める。

別記第1号様式中「適応指導教室通級申請書」を「富津市教育支援センター通級申請書」に、「富津市学校適応指導教室」を「富津市教育支援センター」に改める。

別記第2号様式中「適応指導教室通級副申書」を「富津市教育支援センター通級副申書」に、「富津市学校適応指導教室」を「富津市教育支援センター」に改める。

別記第3号様式中「適応指導教室通級許可書」を「富津市教育支援センター通級

許可書」に、「富津市学校適応指導教室」を「富津市教育支援センター」に改める。

別記第4号様式中「適応指導教室通級状況報告書」を「富津市教育支援センター通級状況報告書」に、「富津市学校適応指導教室」を「富津市教育支援センター」に、「学校適応指導相談員」を「教育支援センター相談員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

報告第2号

富津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱を制定する告示について
富津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（令和6年富津市教育委員会
告示第1号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和6年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長 岡根茂

富津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月14日

富津市教育委員会教育長 岡根茂

富津市教育委員会告示第1号

富津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常の家庭学習等において、インターネットを利用した学習（以下この条及び次条において「オンライン学習」という。）が可能となる環境を整備することにより、子どもたちの学習を保障することを目的として、オンライン学習に必要な機器（以下「機器」という。）を貸与する事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するオンライン学習を十分に行うことができない児童生徒とする。

- (1) 富津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（令和2年富津市教育委員会告示第3号）第2条第5号に該当する準要保護児童生徒
- (2) 入院、通信機器の故障その他のやむを得ない事由によりインターネットを利用することができない児童生徒
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める児童生徒

(貸与対象機器)

第3条 教育委員会が対象者に貸与する機器は、モバイルWi-Fiルーター及び同附属品とする。

(貸与期間)

第4条 教育委員会が対象者に機器を貸与する期間は、機器を貸与した日から次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

- (1) 対象者が市外に転出した日
- (2) 対象者が通学する学校を卒業した日

- (3) 貸与した日の属する年度の末日
 - (4) 対象者が対象者に該当しなくなった日
- (貸与の申請)

第5条 機器の貸与を受けようとする者（次項及び次条において「申請者」という。）は、対象者の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）とする。

2 申請者は、富津市家庭学習のための通信機器貸与申請書（別記第1号様式。次条及び第7条において「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- (貸与の決定等)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、富津市家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- (異動の届出)

第7条 機器の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、富津市家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書（別記第3号様式。次条において「変更届出書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請書の内容に変更があったとき。
- (2) 対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 機器の貸与を終了するとき。

- (利用者名簿への登録)

第8条 教育委員会は、第6条の規定により貸与を決定し、又は変更届出書を受理したときは、富津市家庭学習のための通信機器貸与事業利用者名簿（別記第4号様式）に登録し、又は登録内容を変更するものとする。

- (費用の負担)

第9条 機器の貸与及び通信に係る費用は、無料とする。ただし、利用者及び対象者は、故意又は重大な過失により機器を亡失し、破損し、又は故障させたときは、その補填に要する費用を負担するものとする。

- (利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、善良な管理者の注意をもって、機器を使用しなければならない。

2 利用者は、機器を譲渡し、若しくは転貸し、又は教育委員会が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

(利用の停止及び機器の返却)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、機器を返却するよう利用者に指示し、及び機器の利用を停止させることができる。

- (1) 機器の貸与を終了するとき。
- (2) 対象者に該当しないことが明らかになったとき。
- (3) 第4条に規定する貸与期間が満了したとき。
- (4) 前条の規定に反する使用が明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定による指示を受けた利用者は、速やかに教育委員会に機器を返却しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、機器の貸与の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

報告第3号

富津市奨学金返還支援事業補助金交付要綱を制定する告示について

富津市奨学金返還支援事業補助金交付要綱（令和6年富津市告示第41号）を別紙のとおり制定し告示したので、報告する。

令和6年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長 岡根茂

富津市奨学金返還支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月 日

富津市教育委員会教育長 岡根茂

富津市教育委員会告示第 号

富津市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、奨学金返還者の経済的負担を軽減するとともに、市内中小企業等の人材確保と若年者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業等が従業員に対して実施する奨学金の返還支援に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和26年法律第22号）第1条に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校をいう。
- (2) 奨学金 大学等の教育機関における就学を支援するために貸与される学資金等（補助金の趣旨から補助の対象外とすることが必要と市長が認めるものを除く。）をいう。
- (3) 中小企業等 次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人
 - ウ 社会福祉法第2条に規定する第二種社会福祉事業を行う特定非営利活動法人
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する社会福祉法人

キ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する学校法人

ク その他市長が必要と認めるもの

(4) 従業員 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。）を受けている者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い労働者を含む。

(5) 奨学金返還支援制度 中小企業等が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則など明文化された文書に基づき、従業員に対して現金（口座振込によるもの、又は、日本学生支援機構の代理返還制度による直接送金。）を年1回以上給付することにより、当該従業員が主たる債務者となっている奨学金の返還に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、給付の対象となった従業員が退職した場合、当該従業員に給付額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものを除く。

(6) 対象従業員 奨学金返還支援制度の対象となる従業員のことをいい、次に掲げる条件を全て満たすものをいう。ただし、市長が対象となる従業員とすることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

ア 令和6年4月1日以降に雇用された者

イ 補助金の交付を受けようとする年度の3月31日において30歳未満であり、かつ、雇用された日から交付申請の月まで、引き続き本市内に住所を有する者

ウ 補助金に係る奨学金の返還について、公的機関から支援を重複して受けてしまう、かつ、受ける予定のない者

エ 市税の滞納が無い者

オ 役員等、事業主と利益を一にする地位でない者。

カ 補助金の交付対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主と同居している親

族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 奨学金返還支援制度を設け、対象従業員の奨学金返還に対して支援を行っていること。
- (3) 市内の事業所で対象従業員を雇用した日から引き続き従業員として雇用していること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 富津市暴力団排除条例(平成24年富津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 事業内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するものでないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、対象従業員1人につき、初回の交付申請に係る返還支援を開始した月から起算して、60か月とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次条の交付申請に係る期間に返還支援をした額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、従業員1人につき、年額100,000円を超えないものとする。

2 1 補助対象者あたりの補助金の年額は、300,000円を超えないものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、富津市奨学金返還支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (2) 奨学金返還支援制度に係る内部規定等の写し

- (3) 対象従業員への奨学金返還支援を証する書類
- (4) 対象従業員の住民票の写し
- (5) 申請者の公的身分証明書の写し（法人にあっては、定款の写し又は登記事項証）
- (6) 市内で事業を行っていることが分かる書類
- (7) 申請者及び申請に係る対象従業員の市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(事業変更の承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により申請した内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、富津市奨学金返還支援補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、富津市奨学金返還支援補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者が、補助対象となる奨学金返還支援を中止しようとするときは、富津市奨学金返還支援補助金中止届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市奨学金返還支援補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 第8条第3項の規定による補助対象事業の中止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富津市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）によりその者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金の全部又は一部を交付しているときは、富津市奨学金返還支援補助金返還命令書（別記第8号様式）により、その者に対し期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

富津市奨学金返還支援補助金交付申請書

年　　月　　日

富津市長　　様

住所又は所在地

申請者　　氏名又は名称

代表者　氏名

富津市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、富津市奨学金返還支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 申請者概要

業種		総従業員数		人
資本金又は 出資の総額	万円	担当者	氏 名	
			電話 番号	

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

富津市奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書

様

富津市長

年 月 日付けで申請のあった富津市奨学金返還支援補助金については、下記のとおり決定したので、富津市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 不交付

理由

第3号様式（第8条第1項関係）

富津市奨学金返還支援補助金変更申請書

年　　月　　日

富津市長　　様

住所又は所在地

申請者　　氏名又は名称

代表者　氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった富津市奨学金返
還支援補助金について、下記のとおり変更したいので、富津市中奨学金返還支援補
助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

第4号様式（第8条第2項関係）

富津市奨学金返還支援補助金変更交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

富津市長

年 月 日付けで申請のあった富津市奨学金返還支援補助金の変更については、下記のとおり決定（却下）としたので、富津市奨学金返還支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更交付決定

(変更の内容)

(交付決定額に変更がある場合)

(1) 変更前の交付決定額 円

(2) 変更後の交付決定額 円

2 却下

理由

第5号様式（第8条第3項）

富津市奨学金返還支援補助金中止届出書

年　　月　　日

富津市長　　様

住所又は所在地

届出者　　氏名又は名称

代表者　氏名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった富津市奨学金返
還支援補助金について、下記のとおり中止したいので、富津市奨学金返還支援補助
金交付要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

記

1 中止の理由

2 交付決定額　　円

第6号様式（第9条関係）

富津市奨学金返還支援補助金交付請求書

年　月　日

富津市長　　様

住所又は所在地

請求者　　氏名又は名称

代表者　氏名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった富津市奨学金返
還支援補助金について、富津市奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額　　円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本・支店
口座種別	普通　・　当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

第7号様式（第10条関係）

富津市奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

富津市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した富津市奨学金返還支援補助金について、下記のとおり決定を取り消したので、富津市奨学金返還支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 取り消した補助金の額 | 円 |
| 2 取り消した理由 | |

第8号様式（第11条関係）

富津市中奨学金返還支援補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市奨学金返還支援補助金交付要綱第11条の規定により、既に交付した富津市奨学金返還支援補助金の返還を下記のとおり命じます。

記

- | | | | |
|------------|-------------------|-----|---|
| 1 交付決定額 | 円 | | |
| 2 既交付額 | 年 月 日 | 交付額 | 円 |
| 3 返還すべき金額 | 円 | | |
| 4 返還期限 | 年 月 日まで | | |
| 5 返還方法 | | | |
| 6 返還を命ずる理由 | | | |

報告第4号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）の一部を改正する訓令を定めたので、報告する。

令和6年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長　岡根茂

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(17)」を「(18)」に、「(16)」を「(17)」に、「(15)」を「(16)」に、「(14)」を「(15)」に、「(13)」を「(14)」に、「(12)」を「(13)」に、「(11)」を「(12)」に、「(10)」を「(11)」に、「(9)」を「(10)」に、「(8)」を「(9)」に、「(7)」を「(8)」に、「(6)」を「(7)」に、

「

(5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申
請、調査又は報告に関する事務

」を

「

(5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申
請、調査又は報告に関する事務

(6) 富津市奨学金返還支援事業補助金交付要綱（令和6年
富津市告示第41号）に基づく事務に関する事務

」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

報告第5号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公
布について

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）の
一部を改正する規則を公布したので、報告する。

令和6年3月28日提出

富津市教育委員会

教育長　岡根茂

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間等）

第12条 条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間は、免除開始日から小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒が在校中の期間とする。

2 条例第9条第1項第2号の規定による学校給食費の免除を受けている学校給食費負担者は、毎年度、市長が指定する期日までに医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写しを提出するものとする。

第14条を第20条とし、第13条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

（条例第10条の規定による特別の理由がある場合における学校給食の減免）

第13条 条例第10条の規定による市長が特別の理由があると認め、学校給食費を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる場合は、次に掲げる場合とする。

（1）児童又は生徒を養育できない環境に保護者等が至った場合であって、当該保護者等に代わる新たな学校給食費負担者が定まっていない場合

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認める場合

（学校給食費の減免に係る申請等）

第14条 学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる申請書に、それぞれ同表の右欄に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

区分	申請書	添付書類
条例第9条第1項の規定に該当する場合	富津市第3子以降学校給食費免除申請書 (別記第5号様式)	1 第1子から子全員が保護者と同一世帯の場合 (1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し（ただし、富津市立学校に在学している児

		<p>童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要)</p> <p>2 世帯を別にしている子がいる場合</p> <p>(1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し（ただし、富津市立学校に在学している児童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要）</p> <p>(2) 戸籍謄本等で子であることを確認できる書類</p>
条例第10条の規定に該当する場合	富津市学校給食費減免申請書（別記第6号様式）	市長が特に必要と認める書類

（学校給食費の減免に係る決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、富津市学校給食費減免決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（学校給食費の減免に係る変更の届出）

第16条 前条に規定する学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第14条の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、富津市学校給食費減免状況変更届（別記第8号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（学校給食費の減免に係る決定の取消し）

第17条 市長は、第15条の規定により学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者が次のいずれかに該当するときは、学校給食費の減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、富津市学校給食費減免取消決定通知書（別記第9号様式）又は富津市学校給食費減免変更決定通知書（別記第10号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請又は届出により学校給食費の減免の決定を受けたとき。
- (2) 第14条の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき。
(不当利得の返還)

第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消し、又はその決定の内容を変更した場合において、学校給食費負担者が、偽りその他不正な手段により既に学校給食費の減免を受けていることが明らかになったときは、当該学校給食費負担者に対し、学校給食費相当額の全額又はその一部を返還させるものとする。

別記第5号様式中「第12条関係」を「第14条関係」に、「富津市第3子以降学校給食費減免申請書」を「富津市第3子以降学校給食費免除申請書」に、「第12条第2項第1号」を「第14条」に、「学校給食費の減免」を「学校給食費の免除」に、「全ての子を」を「子を年齢が上から順に全て」に、「減免可否」を「免除可否」に、「減免決定日」を「免除決定日」に、

「

同意書
市職員がこの申請書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の世帯の住民基本台帳、生活保護、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給状況の確認並びに関係機関に照会することについて同意します。
なお、子の世帯の住民基本台帳の確認及び関係機関に照会することについても同意を得ています。
申請者氏名

」を

「

同意書
市職員がこの申請書及び添付書類の内容を確認するため、次の事項について同意します。
1 住民基本台帳の住民情報、市民税情報による扶養状況、生活保護並びに就学援助及び特別支援教育奨励費の受給状況を確認する

ことについて同意します。なお、子が世帯を別にしている場合は、子及び子の世帯の住民基本台帳の住民情報を確認することについても同意を得ています。

- 2 学校給食費の免除が決定された場合は、対象の子が在校中の期間に継続して学校給食費の免除を受けるため、毎年度の更新に当たり、住民基本台帳の住民情報、市民税情報による扶養状況、生活保護並びに就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給状況を確認することについて同意します。なお、子が世帯を別にしている場合は、子及び子の世帯の住民基本台帳の住民情報を確認することについても同意を得ています。
- 3 每年度更新に当たり、前項の確認等ができない場合において、市から情報の提供を求められた場合は、速やかに回答することに同意します。

申請者氏名

」に

改める。

別記第6号様式中「第12条関係」を「第14条関係」に、「第12条第2項第2号」を「第14条」に改める。

別記第7号様式中「第12条関係」を「第15条関係」に、「第12条第3項」を「第15条」に改める。

別記第8号様式中「第12条関係」を「第16条関係」に、「第12条第4項」を「第16条」に改める。

別記第9号様式中「第12条関係」を「第17条関係」に、「第12条第5項」を「第17条」に改める。

別記第10号様式中「第12条関係」を「第17条関係」に、「第12条第5条」を「第17条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第14条の規定による学校給食費の減免を受けるための申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>(学校給食費の減免)</u>	<u>(条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間等)</u>
第12条 条例第9条の規定により、学校給食費の減額及び免除（以下この条において「減免」という。）は、次に掲げる場合に行うものとする。	第12条 条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間は、免除開始日から小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒が在校中の期間とする。
(1) 児童又は生徒を養育できない環境に保護者等が至った場合であつて、当該保護者等に代わる新たな学校給食費負担者が定まつていない場合	
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認める場合	
2 減免を受けようとする学校給食費負担者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。	2 条例第9条第1項第2号の規定による学校給食費の免除を受けるいる学校給食費負担者は、毎年度、市長が指定する期日までに医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写しを提出するものとする。
(1) 条例附則第4項に該当する場合 富津市第3子以降学校給食費減免申請書（別記第5号様式）	
(2) 前項に該当する場合 富津市学校給食費減免申請書（別記第6号様式）	
3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その可否を決定し、富津市学校給食費減免決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。	
4 前項に規定する学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第2項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、富津市学校給食費減免状況変更届（別記第8号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。	
5 市長は、第3項の規定により学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者が次のいずれかに該当するときは、学校給食費の減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変	

更し、富津市学校給食費減免取消決定通知書（別記第9号様式）又は富津市学校給食費減免更決定期通知書（別記第10号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請又は届出により学校給食費の減免の決定を受けたとき。

(2) 第2項の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(条例第10条の規定による特別の理由がある場合における学校給食の減免)	
第13条	条例第10条の規定による市長が特別の理由があると認め、学校給食費を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる場合は、次に掲げる場合とする。
(1)	児童又は生徒を養育できない環境に保護者等が至った場合であつて、当該保護者等に代わる新たな学校給食費負担者が定まつていない場合
(2)	前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認める場合 (学校給食費の減免に係る申請等)
第14条	学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる申請書に、それぞれ同表の右欄に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

区分	申請書	添付書類
条例第9条第1項の規定に該当する場合	富津市第3子以降学校給食費免除申請書（別記第5号様式）	第1子から子全員が保護者と同一世帯の場合 (1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し（ただし、富津市立学校に在学している児童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要）
		2 世帯を別にしている子がいる

		<p>(1) 医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し(ただし、富津市立学校に在学している児童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要)</p> <p>(2) 戸籍謄本等で子であることを確認できる書類</p>
条例第10条の富津市学校給付費減免申請書(別記第6号様式)	規定に該当する場合	<p>市長が特に必要と認める書類 (学校給食費の減免に係る決定)</p> <p>第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、富津市学校給食費減免決定通知書(別記第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。 (学校給食費の減免に係る変更の届出)</p> <p>第16条 前条に規定する学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第14条の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、富津市学校給食費減免状況変更届(別記第8号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。 (学校給食費の減免に係る決定の取消し)</p> <p>第17条 市長は、第15条の規定により学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者が次のいづれかに該当するときは、学校給食費の減免の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、富津市学校給食費減免取消決定通知書(別記第9号様式)又は富津市学校給食費減免変更決定通知書(別記第10号様式)により当該学校給食費負担者に通知するものとする。</p> <p>(1) 虚偽の申請又は届出により学校給食費の減免の決定を受けたとき。</p>

<p>(2) 第14条の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき。</p> <p><u>(不当利得の返還)</u></p>	<p>第18条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消し、又はその決定の内容を変更した場合において、学校給食費負担者が、偽りその他不正な手段により既に学校給食費の減免を受けていることが明らかになったときは、当該学校給食費負担者に対し、学校給食費相当額の全額又はその一部を返還させるものとする。</p> <p>(災害等による減額の取扱い)</p> <p>第13条 災害、インフルエンザ等による学級、学年又は学校の閉鎖その他やむを得ない理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、学校給食費の額の変更是行わない。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費の減額をすることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この規則に定めるものほか、学校給食費の管理に関する事項は、市長が別に定める。</p>												
	<p>第19条 災害、インフルエンザ等による学級、学年又は学校の閉鎖その他やむを得ない理由により緊急に学校給食を提供することができますないときは、学校給食費の額の変更是行わない。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費の減額をすることができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第20条 この規則に定めるものほか、学校給食費の管理に関する事項は、市長が別に定める。</p> <p>別記</p> <table> <tr> <td>第5号様式 (第12条関係)</td> <td>第5号様式 (第14条関係)</td> </tr> <tr> <td>第6号様式 (第12条関係)</td> <td>第6号様式 (第14条関係)</td> </tr> <tr> <td>第7号様式 (第12条関係)</td> <td>第7号様式 (第15条関係)</td> </tr> <tr> <td>第8号様式 (第12条関係)</td> <td>第8号様式 (第16条関係)</td> </tr> <tr> <td>第9号様式 (第12条関係)</td> <td>第9号様式 (第17条関係)</td> </tr> <tr> <td>第10号様式 (第12条関係)</td> <td>第10号様式 (第17条関係)</td> </tr> </table>	第5号様式 (第12条関係)	第5号様式 (第14条関係)	第6号様式 (第12条関係)	第6号様式 (第14条関係)	第7号様式 (第12条関係)	第7号様式 (第15条関係)	第8号様式 (第12条関係)	第8号様式 (第16条関係)	第9号様式 (第12条関係)	第9号様式 (第17条関係)	第10号様式 (第12条関係)	第10号様式 (第17条関係)
第5号様式 (第12条関係)	第5号様式 (第14条関係)												
第6号様式 (第12条関係)	第6号様式 (第14条関係)												
第7号様式 (第12条関係)	第7号様式 (第15条関係)												
第8号様式 (第12条関係)	第8号様式 (第16条関係)												
第9号様式 (第12条関係)	第9号様式 (第17条関係)												
第10号様式 (第12条関係)	第10号様式 (第17条関係)												